

規制・コンプライアンス・ジェネラルコーポレート

アルコール飲料管理法（第 2 号）B. E. 2568 に基づくアルコールの広告に関する 新規制について

はじめに

2025 年 9 月 9 日、アルコール飲料管理法（第 2 号）B. E. 2568（以下「ABCA 改正法」といいます。）が官報において正式に公布されました。ABCA 改正法は公布後 60 日、すなわち 2025 年 11 月 8 日に施行されます。

本アップデートでは、ABCA 改正法の概要を説明し、特に広告に関する追加規定と、それらが事業者に与える影響に焦点を当てます。

ABCA 改正の概要

ABCA 改正法は、「マーケティングコミュニケーション」の定義を含む主要な定義規定を改訂するとともに、アルコール関連の問題を抱える個人や伝統的イベントなどに関して新たな定義を設けました。

さらに、ABCA 改正法では以下の委員会を含む各種委員会の構成および権限に関する規定を改定しました。

1. 全国アルコール政策委員会
2. アルコール規制委員会
3. 担当大臣の権限
4. アルコール規制委員会事務局および職員の職務内容

また、アルコール飲料の規制、広告（特に第 4/1 章に基づくもの）、およびアルコール依存症またはアルコール摂取による問題を抱える個人の治療・リハビリテーションの促進・支援を規定する措置を導入しています。

さらに、ABCA 改正法は第 6/1 章を追加し、「ピナイ規制罰金措置」の賦課を規定しています。¹

広告に関する追加規定案

ABCA 改正法は、アルコール飲料の広告および宣伝に対する大幅な制限に関する規定（以下「**広告に関する追加規定案**」といいます。）を以下のとおり定めました。

1. **第 32 条の 1**：アルコール飲料の広告は、大臣が定める条件に従い、事実に基づく情報、教育的
内容、またはアルコール飲料に関する公共のコミュニケーションを伝達する場合を除き、禁止さ
れる。
2. **第 32 条の 2**：有名人、インフルエンサーその他の著名人は、商業的利益を得る目的で、酒類の
名称または商標を表示して酒類を推奨または宣伝することを禁止する。学問的目的で限定された
集団内における特段の例外については、大臣が定める条件に従い適用されるものとする。
3. **第 32 条の 3**：間接広告は禁止される。これには、非アルコール製品に関連してアルコールブラン
ド名、ロゴ、またはシンボルを使用すること（一般に「**代替ブランディング**」と呼ばれる）が含
まれ、そのような使用が合理的にアルコール飲料の宣伝と見なされる場合が該当する。
4. **第 32 条の 4**：企業または個人は、大臣が定める条件に従う場合を除き、アルコール消費を宣伝す
る方法で社会的・公共的イベントを後援または支援することを禁止する。
5. **第 32 条の 5**：第 32 条の 4 の禁止対象となる行事の公表または宣伝も禁止される。

広告に関する追加規定案は、アルコール飲料の宣伝に関連するあらゆる活動に対して広範な禁止規定
を課すように見えますが、各活動がどの程度まで「アルコール飲料の宣伝」を構成するとみなされる
かについては、まだ解釈の余地が残されています。

特に、代替ブランディングに関しては、司法解釈や下位規制によって明確な境界線が設定されるま
で、こうした慣行が完全に禁止されると結論付けるのは時期尚早でしょう。

企業向け重要ポイント

ABCA 改正法は、タイにおけるアルコール販売に対する規制管理が大幅に強化されることを示していま
す。一部の規定には解釈上の明確化が求められる余地が残されているものの、アルコール業界の企業
および（イベント、スポンサーシップ、クロスブランディングなどにおける）そのパートナーは、広
告、販促、および企業の CSR 活動の見直しを行う必要があります。

ABCA 改正法の施行に備え、潜在的なコンプライアンス遵守への対応と法的リスクの最小化を図るため
には、内部方針・手順の事前の見直しと更新が不可欠です。

¹ピナイ規制罰金措置とは、法令違反に対する刑事罰とは別に、執行効率の向上と違反抑止を目的として所管官庁が課す特別の
金銭的制裁のことを指します。ピナイ規制罰金措置の詳細は、規制罰金賦課に関する法律（B.E. 2565（2022 年））に規定さ
れています。

発表全文（タイ語）は[こちら](#)からご覧いただけます。

なお、英語版は[こちら](#)からアクセスいただくことが可能です。

連絡先

規制・コンプライアンス・ジェネラルコーポレート

Supawat Srirungruang

CO-MANAGING PARTNER

T +66 2656 1991

supawat.s@rajahtann.com

寄稿に関する注記

この法律最新情報は、上記の担当パートナーが、**Benjarong Roongmaneeikul**（シニアアソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）、**Nicharee Srikongrak**（アソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）、および **Nathathida Puthiburanawat**（アソシエイト、Rajah & Tann (Thailand) Limited）の協力を得て作成しました。

ご質問がある場合は、弊所（TEL: +66 2 656 1991、Email: bangkok@rajahtann.com）までお気軽にお問い合わせください。

各オフィスの連絡先

カンボジア

Rajah & Tann Sok & Heng Law Office

T +855 23 963 112 | +855 23 963 113

kh.rajahtannasia.com

中国

Rajah & Tann Singapore LLP

Representative Offices

Shanghai Representative Office

T +86 21 6120 8818

F +86 21 6120 8820

Shenzhen Representative Office

T +86 755 8898 0230

cn.rajahtannasia.com

インドネシア

Assegaf Hamzah & Partners

Jakarta Office

T +62 21 2555 7800

F +62 21 2555 7899

Surabaya Office

T +62 31 5116 4550

F +62 31 5116 4560

www.ahp.co.id

ラオス

Rajah & Tann (Laos) Co., Ltd.

T +856 21 454 239

F +856 21 285 261

la.rajahtannasia.com

マレーシア

Christopher & Lee Ong

T +603 2273 1919

F +603 2273 8310

www.christopherleeong.com

ミャンマー

Rajah & Tann Myanmar Company Limited

T +951 9253750

mm.rajahtannasia.com

フィリピン

Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio
(C&G Law)

T +632 8248 5250

www.cagatlaw.com

シンガポール

Rajah & Tann Singapore LLP

T +65 6535 3600

sg.rajahtannasia.com

タイ

Rajah & Tann (Thailand) Limited

T +66 2656 1991

F +66 2656 0833

th.rajahtannasia.com

ベトナム

Rajah & Tann LCT Lawyers

Ho Chi Minh City Office

T +84 28 3821 2382

F +84 28 3520 8206

Hanoi Office

T +84 24 3267 6127 | +84 24 3267 6128

vn.rajahtannasia.com

Rajah & Tann Asia は、アジアに拠点を置く法律事務所のネットワークです。

各オフィスは、関連する現地の法律に従って独立して構成されています。各オフィスが提供するサービスは、当該オフィスとクライアントとの間の契約条件によって規定されます。

本稿は、あくまで一般的な情報提供を目的としており、いかなる法的助言も提供するものではなく、また法的拘束力も生じません。Rajah & Tann Asia および各オフィスは、本稿へのアクセスまたはこれに依拠することにより生じる可能性のあるいかなる損失または損害についても、一切の責任を負いかねます。

各オフィスの所在地



Rajah & Tann (Thailand) Limited は、タイにおけるフルサービスの法律事務所であり、国内外での専門知識とリソースを活用し、幅広い法律サービスにおいてクライアント様をご支援いたします。具体的には、タイ国内裁判所における代理業務、国際・国内仲裁、金融関連訴訟・非訟案件対応、外国直接投資、国内外の投資家向け一般企業・商業法務（会社設立、支店・駐在員事務所の設立、各種免許・許可・認可の申請手続き等）を取り扱っております。

Rajah & Tann (Thailand) Limited は、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムに拠点を置く現地法律事務所ネットワーク「Rajah & Tann Asia」の一員です。当アジアネットワークには、日本および南アジアに特化した地域デスクも含まれております。

本稿の内容は、Rajah & Tann (Thailand) Limited が権利を有するものであり、タイの法律および国際条約を通じて他国の著作権保護の対象となります。本稿のいかなる部分も、Rajah & Tann (Thailand) Limited の事前の書面による許可なく、複製、ライセンス供与、販売、出版、送信、改変、翻案、公衆への展示、放送（電子的手段によるいかなる媒体への保存も含み、一時的か否かを問わず、本許可で認められる目的以外での利用）を行うことはできません。

なお、本稿に記載されている情報は、作成時点における当事務所の知る限り正確な情報に基づいておりますが、あくまで当該トピックに関する一般的な指針を提供することを目的としており、特定の行動方針に関する専門的な助言としては作成されていません。本稿の内容はクライアント様の特定の事業および運営上の要件に適合しない可能性があります。クライアント様のご状況については、それに応じた法的アドバイスをご確認していただくことが必要になります。具体的なお相談に関しましては、Rajah & Tann (Thailand) Limited の弁護士までお問い合わせいただくようお願いいたします。